



〒861-0304 熊本県山鹿市鹿本町御宇田198-5

熊本県城北家畜保健衛生所

TEL 0968-46-2075 FAX 0968-46-3332

城北家保ホームページアドレス

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/jouhoku/>

城北家保メールアドレス

jouhokukaho@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県城北地区家畜自衛防疫促進協議会

TEL & FAX 0968-46-6882

夏休みシーズンに入りました。

国内外からの悪性家畜伝染病侵入の可能性が高まっています！！

近隣諸国で口蹄疫や豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の発生が続いています。

旅行客が日本国内に持ち込もうとした手荷物中の肉製品の検査で、2018年10月から2019年7月までに60例のアフリカ豚コレラ遺伝子が検出され、うち2例で生きたウイルスが検出されています。



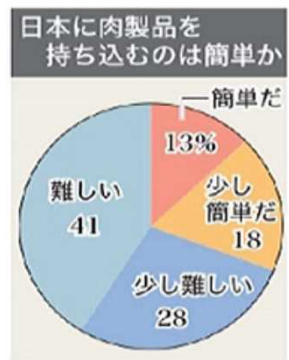
生きたアフリカ豚コレラウイルスが検出された肉製品



実際に感染力を持つウイルスが日本の空港にまで到達しています。

これまでに、畜産物の違法な持込みの2事例で3名が逮捕されています。また、訪日外国人旅行者を対象に日本農業新聞が実施したアンケート調査では、

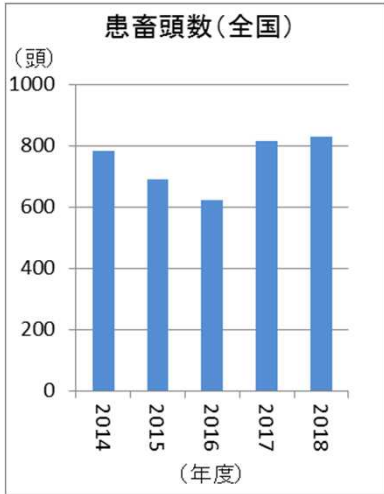
- 日本に肉製品を持ち込むことが「簡単だ」「少し簡単だ」と答えた人は3割を超えています。
- 実際に肉製品を持ち込んだと答えた旅行者は8%（およそ12人に1人）にものぼります。



夏休みシーズンに入り国内外での人の往来が活発になります。検疫検査の強化や検疫違反事案の厳罰化に努めているところではありますが、農場への侵入防止のため、**飼養衛生管理基準の遵守**状況の確認と、農場への**伝染病侵入防止対策の徹底**をお願いします。

ヨーネ病検査について

- 細菌（ヨーネ菌）を原因として、数か月から数年間に渡る長い潜伏期間の後に慢性の下痢、削瘦等を引き起こします。
- 潜伏期間中にも泌乳量の低下により、生産性を著しく低下させます。
- 治療方法やワクチンはありません。



○熊本県では家畜伝染病予防法第5条に基づき、5年に一回、酪農家で飼養されている乳用牛の検査を実施しています。

ヨーネ菌感染牛が見つかった場合、

- ①ヨーネ菌感染牛を処分した後、
- ②複数回の全頭検査を実施して清浄性を確認します。清浄性が確認されるまでの間は
- ③全ての牛の放牧・移動の自粛と、
- ④育成牛の販売を自粛しなければなりません。

ヨーネ菌がない農場・地域では、**ヨーネ菌の侵入を防ぐことが最も**確実で経済的な対策です。熊本県内に導入される搾乳素牛は、ヨーネ病の検査を行っています。関係者の皆様におかれましても、**県外から搾乳素牛を導入される際は**、家畜保健衛生所にご連絡をお願いします。

近隣諸国における悪性伝染病等発生情報

病名	発生地(国)	畜種	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	ネパール	家きん	令和元年6月11日
	ベトナム	家きん	令和元年6月23日
アフリカ豚コレラ	中国(6件)	豚	令和元年6月18日 ～令和元年7月31日

令和元年8月1日時点

折々の所感

昔、北海道にいた頃に、九州出身の友人が「北海道の夏は涼しくて良いのだけれど、なんだか「夏が来た」という気になれない。」と言っていました。「ガツンと暑い」のもまたよしと思えば、暑さを楽しむこともできるのですが、続くとやっぱり無理～。今年も暑い夏が続きますが、人も動物も暑熱対策を忘れずに元気に乗り越えましょう！(J.Y)



毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」です。畜舎の一斉消毒をしましょう！！